

# ストレスチェック制度規程

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度を社会福祉法人伸康会において実施するに当たり、その実施方法等を定めるものである。

2 この制度の実施方法等については、この規程に定めるほか、労働安全衛生法その他の法令の定めによる。

(制度の趣旨)

第2条 法人は、本規程を配布またはHP上に掲載することにより、ストレスチェック制度の趣旨等を職員に周知する。

- 一 職員自身のストレスへの気付きを促す
- 二 ストレスの原因となる職場環境の改善に繋げる
- 三 メンタルヘルス不調となることを未然に防止する一次予防を目的としている
- 四 ストレスチェックは職員の義務ではない

## 第2章 実施体制

(ストレスチェック制度の委託)

第3条 法人はストレスチェック制度を実施するにあたり、(株) ライフケアパートナーズのストレスチェックサービスを利用するものとする。

(面接指導の実施者)

第4条 ストレスチェックの結果に基づく面接指導は、介護老人保健施設平成の家の産業医が実施する。

## 第3章 実施方法

(対象者)

第5条 ストレスチェックは、以下の職員を対象に実施する。

- 1 65歳未満
- 2 入社1年を経過した者
- 3 週20時間以上勤務の契約者

(受検及び調査票の方法等)

第6条 対象となる職員は、ストレスチェックを、オンラインサービスを通じて、法人が定めた期間に受けることができる。

(ストレスチェック結果の通知方法)

第7条 ストレスチェックの個人結果の通知は、(株)ライフケアパートナーズより提供される。

(セルフケア)

第8条 職員は、ストレスチェックの結果に基づいて、適切にストレスを軽減するためのセルフケアを行うように努めなければならない。

(面接指導の申出・実施の方法)

第9条 ストレスチェックの結果、医師の面接指導を受ける必要があると判定された職員が、医師の面接指導を希望する場合は、本人に通知する。

- 2 面接指導の実施日時及び場所は、面接指導を実施する産業医の指示により実施する。

(面接指導結果を踏まえた措置の実施方法)

第10条 面接指導の結果、就業上の措置が必要との意見書が産業医から提出された場合は、該当する職員に対して、就業上の措置の内容及びその理由等について説明を行う。

- 2 職員は、正当な理由がない限り、法人が指示する就業上の措置に従わなければならない。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し、必要な細則等は理事長が定めることができる。

附 則 この規程は、平成28年4月1日から施行する。